



2023年10月23日

各 位

会 社 名 株式会社 A V A N T I A  
代 表 者 名 代表取締役社長 沢田 康成  
(コード番号 8904 東証スタンダード・名証プレミア)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 樋口 昭二  
(電話番号 052-859-0034)

## 業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入を含む株式報酬制度の一部改定のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入及びそれに伴う株式報酬制度に係る報酬枠の改定を決議し、関連する議案を2023年11月29日開催予定の第34回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 本制度の導入の目的及び条件

#### (1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることに加え、当社の業績と取締役の報酬との連動性を明確にすることを目的として導入される制度です。

#### (2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対して報酬を支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、1997年3月28日開催の臨時株主総会において、年額500,000千円以内とご承認いただき、また、2019年11月27日開催の第30回定時株主総会において、対象取締役に対して譲渡制限付株式報酬制度に基づき譲渡制限付株式を付与するための報酬として、年額300,000千円以内の金銭報酬債権を支給することにつきご承認いただいております。本株主総会では、第30回定時株主総会でご承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度の報酬枠に代えて、新たに譲渡制限付株式報酬制度及び本制度に基づき譲渡制限付株式を付与するための報酬枠を以下のとおり設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

- ① 本制度及び譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額500,000千円以内とし、各制度における各対象取締役への具体的な配分及び時期については、取締役会において決定することといたします。
- ② 本制度及び譲渡制限付株式報酬制度に基づく譲渡制限付株式の発行又は処分は、対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法で行うものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年300千株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の

普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて上限数を調整いたします。)といたします。当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は、当該発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

なお、譲渡制限付株式報酬制度については、上限金額及び上限株式数を上記のとおり見直すほかは、基本的な内容に変更はありません。

## 2. 本制度の概要

本制度は、過半数を社外取締役で構成する当社の指名報酬委員会における諮問及び答申を経て、取締役会において基準となる対象取締役ごとの基準報酬金額、業績評価期間並びに業績評価期間中の業績指標及びその目標値を定めて、業績評価期間終了後に当該業績目標の達成度に応じて算定される額の報酬額に相当する数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬制度です。本制度において採用する業績指標は、利益の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を取締役会において決定するものとします。

また、本制度に基づき対象取締役に交付する当社の普通株式には、当社と対象取締役との間の契約(以下「本付与契約」といいます。)に基づき譲渡制限を付するものとし、その内容として次の事項が含まれることとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会が定める地位を退任若しくは退職する日までの期間又は2~5年の間で当社の取締役会が定める期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- (2) 対象取締役が法令、社内規則又は本付与契約の違反その他本付与株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本付与株式を当然に無償で取得すること

### (ご参考)

なお、本株主総会において本制度の導入について株主の皆様にご承認いただくことを条件に、当社の執行役員に対しても同様の業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

以 上